

保護命令の追加的申立てについて Q&A

～接近禁止命令が発令されており、他の保護命令を追加する必要がある場合～

静岡地方裁判所

Q 1 私に対する接近禁止命令の発令を既に受けたのですが、親族等への接近禁止命令など他の保護命令を追加して申し立てることはできますか。

A 1 接近禁止命令の有効期間が残っている間は、電話等禁止命令や、親族等への接近禁止命令を求めることができます。子への接近禁止命令・電話等禁止命令も必要となる事情が生じた場合、併せて追加的に申し立てることができます。ただし、新たに発令される保護命令の有効期間は、この命令が発令されて効力を生じた日から、先に得ている申立人自身への接近禁止命令の効力が切れる日までです。

Q 2 どの裁判所に申し立てをするのですか。(静岡地方裁判所及び各支部)へ申し立てることができるのは、どのような場合ですか。

A 2 追加的に、電話等禁止命令、子への接近禁止命令・電話等禁止命令、親族等への接近禁止命令を発令することができるのは、申立人本人への接近禁止命令を審理し、発令した裁判所です。例えば、静岡地方裁判所本庁で申立人本人への接近禁止命令を得た方は、同裁判所に対して追加申立てをすることになります。

Q 3 申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。

A 3 今回追加申立てをするにあたり、相手方からの暴力等について、配偶者暴力相談支援センター又は警察署(生活安全課等)に相談に行っておく必要があります(配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません。)

前回接近禁止命令の申立ての際に相談したことで足りず、今回の申立てに当たり、以前受けた暴力・脅迫を受けたこと、現在でも暴力等のおそれが大きいこと、そして、今回求める親族等への接近禁止命令などの保護命令が必要であると認められる事情などを前記の機関へ赴いて相談した事実を記載しなければなりません。

事前に相談をしていないときは、公証人役場において相手方から暴力を受けたことなどについての申立人の供述を記載し、その供述が真実であることを公証人の面前で宣誓した宣誓供述書を今回の保護命令の申立書に添付しなければなりません。前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないこととなりますから、注意してください。

Q 4 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか。

A 4 追加申立ては新たな事件として審理されるため、新たな申立書（当裁判所のホームページからダウンロードしてご利用ください。）のほかに、以下の書類等を提出してください。また、一般的には、申立時に添付書類や証拠が必要ですが、証拠として、前回の保護命令申立書及び保護命令謄本の各写しも必要となります。

申立書（裁判所用）とその写し（相手方送付用）の計2部のほか、添付書類は1部のみ、証拠は2部（裁判所用・相手方送付用）を提出してください。

なお、裁判所に提出された書類は相手方に送付等することになるので、申立人は、相手方に知られたくない連絡先（避難先）の記載が書類にないことを十分に確認してください。

申立ての当日に裁判官の面接を受けていただく場合がありますので、必ず来庁予定を事前にご連絡ください。申立ての際には、申立人ご本人において申立書を裁判所に持参してください。申立てから裁判官の面接が終了するまで概ね2時間から3時間程度は見込まれます。

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 収入印紙1000円 (2) 郵便切手2300円分 (内訳:500円×2枚、260円×2枚、100円×4枚、50円×3枚、20円×7枚、10円×7枚、5円×1枚、2円×4枚、1円×7枚) (3) (前回分の)保護命令申立書及び保護命令謄本の各写し(証拠)
子への接近禁止命令等を求める場合に必要書類 (接近禁止の対象となる子が15歳以上のとき)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子の同意書(証拠) (2) 同意書の署名の筆跡がお子さん本人のものであることが確認できるもの(学校のテストや手紙等)(添付書類)
親族等への接近禁止命令を求める場合に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 接近禁止の対象者の同意書(対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書。)(証拠) (2) 同意書は対象者(法定代理人)本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの(手紙、印鑑証明書、パスポートの署名欄等)(添付書類) (3) 対象者の戸籍謄本及び住民票(対象者が外国人の場合:続柄の記載がある住民票(直近3か月以内のもの))その他申立人本人との関係を証明する書類(添付書類) (4) ((1)の法定代理人による同意書の場合)法定代理人の資格証明書(添付書類) (5) 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など(証拠)

Q 5 申立後の手続の流れはどのようになりますか。

A 5 申立人面接の終了後、通常、1週間後くらいに、相手方の意見聴取のための審尋期日が設けられます。相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。裁判所は、相手方の言い分を確認し、証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。早ければ、相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されることもあります。

以上